長野県環境影響評価条例対象事業の種類・規模一覧表(法との比較)

R4.4.1時点

は、法と条例の違い は、対象事業の例

【長野県環境影響評価条例】 【環境影響評価法】 模 模 対象事業の種類 対象事業の種類 第1種事業 第2種事業 第1種事業 第2種事業 道路の建設 (高速道は法対象) 道路の新設及び高速自動車国道 新設 すべて 改築 1 k m以上 新設 すべて 自動車専用道路 改築 1 k m以上 4車線以上かつ 県道等 4車線以上かつ 一般国道 4車線以上かつ 4車線以上かつ 10km以上 長さ 7.5 km以上 長さ 10 km以上 長さ 7.5km以上 長さ 幅員6.5m以上かつ 一般国道、県道、 森林の区域等 林道 幅員6.5m以上かつ 長さ 15km以上 林道等 2車線以上かつ 長さ 20km以上 長さ 10 km以上 貯水面積 ダムの新築、堰 ダム 貯水面積 ダムの建設 森林の区域等 貯水面積 50ha以上 貯水面積30ha以上 の新築及び改築、 100ha以上 75ha以上 湛水面積 湛水面積 河川工事 100ha以上 75ha以上 湖沼開発面積 湖沼開発面積 湖沼水位調節施設 100ha以上 75ha以上 放水路 形状変更面積 形状変更面積 100ha以上 75ha以上 新幹線鉄道 鉄道の建設 (新幹線は法対象) 鉄道、軌道の すべて 建設及び改良 普通鉄道 軌道 鉄道・軌道(特殊を 長さ 7.5km以上 長さ 10 k m以上 長さ 10km以上 長さ 7.5 km以上 含む) 飛行場の建設 陸上飛行場 設置すべて 飛行場 設置 滑走路の長さ 飛行場及びその 設置 滑走路の長さ 施設の設置又は 1875m以上 2500m以上 滑走路の新設すべて 変更 滑走路の新設 滑走路の新設 長さ 1875m以上 長さ 2500m以上 滑走路の延長 滑走路の延長 滑走路の延長 滑走路の延長 長さ 500m以上 長さ 375m以上 長さ 500m以上 長さ 375m以上 かつ延長後 かつ延長後 長さ 2500m以上 長さ 1875m以上 工業団地の造成 森林の区域等 面積 100ha以上 7 5 h a 以上 面積 50ha以上 工業団地造成事業 面積 × 面積 30ha以上 (首都圏近郊整備法等) 住宅団地の造成 20ha以上 面積 新住宅市街地開発事業 面積 100ha以上 75ha以上 X (新住宅市街地開発法) 別荘団地の造成 50ha以上 森林の区域等 面積 X 面積 30ha以上 スポーツ又はレ ゴルフ場 50ha以上 森林の区域等 面積 クリエーション X 30ha以上 スキー場 施設の建設 面積 50ha以上 森林の区域等 面積 30ha以上 運動競技場、遊園地 森林の区域等 その他のスポーツ又は 敷地面積 30ha以上 レクリエーション施設 かつ土地形質変更面積 10ha以上 廃棄物処理施設 ごみ焼却施設 処理能力4 t / 時以上 の建設 産業廃棄物焼却施設 し尿処理施設 処理能力 250kl/日以上 埋立面積 5ha以上 廃棄物最終処分場 -般廃棄物最終処分場 埋立面積 30ha以上 埋立面積 25ha以上 又は埋立容量 産業廃棄物最終処分場 25万m³以上 下水道終末処理場の建設 15ha以上 流通業務団地の造成 面積 20ha以上 流通業務団地造成事業 |面積 100ha以上 7 5 h a 以上 (流通業務市街地整備法) 土地区画整理 (都市計画に定められ 100ha以上 土地区画整理事業 面積 面積 75ha以上 面積 100ha以上 7 5 h a 以上 森林の区域等 事業 ないものを含む) 面積 30ha以上 製造業 工場又は事業場 排ガス量 の建設 電気供給業 10万m³/時以上 ガス供給業 又は排水量 熱供給業 1万m³/日以上 土石の採取及び鉱物の掘採 面積 50ha以上 森林の区域等 面積 30ha以上 公有水面その他の水面の埋立・干拓 埋立面積 50ha超 埋立面積 40ha以上 面積 100ha以上 新都市基盤整備事業 75ha以上 面積 (新都市基盤整備法) 電気工作物の 水力発電所 出力 発電用の事業用 水力発電所 出力 出力 建設 1. 5万kW以上 電気工作物の設 3万kW以上 2. 25万kW以上 火力発電所 置又は変更のエ 出力 出力 15万kW以上 11. 25万kW以上 地熱発電所 出力 地熱発電所 出力 出力 5,000kW以上 1万kW以上 7,500kW以上 すべて (原子力発電は法対象) 原子力発電所 風力発電所 出力 出力 風力発電所 出力 5,000kW以上 5万kW以上 3. 75万kW以上 太陽光発電所 森林の区域等 太陽電池発電所 敷地面積 50ha以上 出力 4万kW以上 3万kW以上 敷地面積 20ha以上 送電線路 電圧 17万V以上かつ こう長 1km以上 工作物の用に供する一団の土地の造成 50ha以上 森林の区域等 面積 30ha以上 面積 上記※印の第2種事業の 複合事業 上記※印の第1種事業の (上記※印の面的造成 要件に対する事業面積の 要件に対する事業面積の 事業の複合事業) 割合の合計が1以上であ 割合の合計が1以上であ るもの るもの 上記に準ずるものとして規則で定める 上記に準ずるも |宅地の造成事業(都市 |面積 100ha以上 75ha以上 事業 のとして政令で 再生機構、中小企業基 定める事業 盤整備機構)

注1)森林の区域等とは、森林法に規定する森林の区域、河川法に規定する河川区域、国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、

水道水源保全地区、水資源保全地域、鳥獣保護区、希少野生動植物の生息地等保護区、都市計画法に規定する風致地区の区域等

注2)環境影響評価法において、令和4年9月30日までの間、第1種事業:1万kW以上、第2種事業:7,500kW以上の風力発電所について、経過措置が定められている。